

第1回 平取ダム地域文化保全対策検討会

日 時 平成18年8月23日（水）

14時00分～

場 所 沙流川歴史館

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

- ・ 安陪室蘭開発建設部次長
- ・ 辻井北海道環境財団理事長
- ・ 中道平取町長
- ・ 川奈野北海道ウタリ協会平取支部支部長

3. 委員の紹介

4. 検討会設立

- (1) 検討会の設置要領について【資料-1】
- (2) 座長の選出について

5. 協議事項

- (1) アイヌ文化環境保全対策調査委員会報告について【資料-2】
- (2) 保全対策検討内容について【資料-3】
- (3) 保全対策検討スケジュールについて【資料-4】
- (4) その他

6. 閉 会

平取ダム地域文化保全対策検討会設置要領（案）

第１条 設置

平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産に与える影響と、その保全対策について、「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」の取りまとめを受けた平取町の報告を尊重し、保全対策の具体化に向けた検討をおこなうため、平取ダム地域文化保全対策検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

第２条 検討事項

保全対策の具体化の検討を行う。

第３条 検討会の構成

検討会の構成委員は、別表１とする。

第４条 座長

- (１) 検討会に座長をおく。
- (２) 座長は、委員が互選する。
- (３) 座長は、検討会の会務を処理する。
- (４) 座長に事故あるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第５条 委員の委嘱期間

委員の委嘱期間は、平成１９年３月３１日までとする。ただし、再任を妨げない。

第６条 検討会の招集

- (１) 検討会は、座長が招集する。
- (２) 検討会は、委員の２分の１以上が出席した場合に成立する。
- (３) 座長が、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

第７条 事務局

- (１) 検討会の事務局は国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部に置く。
- (２) 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

第８条 公開

- (１) 検討会は、原則として公開によりおこなう。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第五条の不開示情報に掲げる各号にあたる場合等は、非公開とすることがある。
- (２) 資料等を室蘭開発建設部ホームページにおいて公開する。

第９条 附則

- (１) この要領に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、検討会において定める。
- (２) この要領の変更については、検討会において行う。
- (３) この要領は平成１８年８月２３日から施行する。

別表－1

平取ダム地域文化保全対策検討会委員名簿

氏 名	所 属
かし の ただし 樫 野 公	平取町議会民生文教常任委員会委員長
かわなの そう しち 川奈野 惣 七	北海道ウタリ協会平取支部支部長
き ばた こ 木 幡 サチ子	北海道ウタリ協会平取支部／平取アイヌ文化保存会理事
き むら ひで ひこ 木 村 英 彦	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
さい とう のり あき 斉 藤 憲 章	平取町教育委員会教育長
つじ い たつ いち 辻 井 達 一	北海道環境財団理事長
つね もと てる き 常 本 照 樹	北海道大学大学院法学研究科教授
なか みち よし てる 中 道 善 光	平取町長
なべ さわ たもつ 鍋 沢 保	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
にし じま たつ お 西 島 達 夫	北海道ウタリ協会平取支部副支部長
やま だ きよた 山 田 喜代太	平取町議会議長

(五十音順／敬称略)

アイヌ文化環境保全対策調査委員会報告について

■はじめに

本報告書は、2003（平成 15）年度から 2005（平成 17）年度までの 3 カ年にわたって行われた平取ダム建設計画に関わるアイヌ文化環境保全対策調査をまとめたものである。

<経緯>

平取ダム建設を含む沙流川水系河川整備計画の実施にともない、アイヌ文化への影響に関する調査が行われるようになった背景の一つは、1997（平成 9）年に札幌地方裁判所が下した「二風谷ダム裁判（平成五年（行ウ）第九号・権利取得裁決等取消請求事件）」の判決である。この裁判の結果を踏まえて北海道開発局は平取ダム建設計画にあたって、その予定地についてアイヌ文化環境保全対策を考慮するため、アイヌ文化環境保全対策調査を平取町に委託した。

<報告書構成>

総括報告書は 3 部から成っており、第 1 部は「調査委員会意見とりまとめ」である。第 2 部に、調査室を中心とした作業の主要データが盛り込まれ、調査委員会として、その膨大な内容を自らの責任において読み解き要点を把握、それをふまえた意見を第 3 部としてとりまとめた。第 2 部には委員の個別意見および感想や重要な関係資料、会議記録などが収録されている。

第1章 調査の経緯と方針

<目的>

平取ダム及び関連施設の建設工事等が、アイヌの文化的所産および文化継承・振興策等に与える影響について調査し、その後の評価と施策検討等に必要な関連資料・情報と対策案を提示することを目的としている。

<基本方針>

地域住民の参画、専門家との協働によって進める。

シミュレーション（模擬・予想）的検討手法を組み込む。

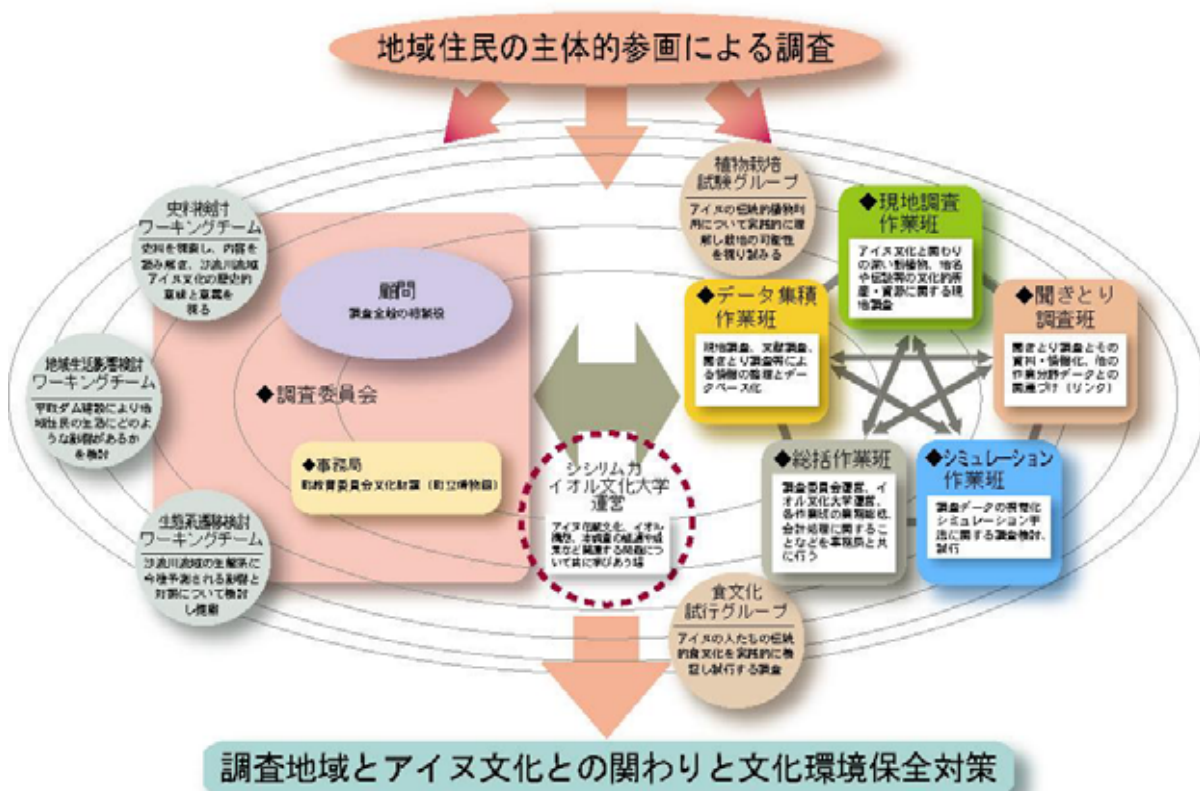
未来志向の創造的、建設的ならびに実践的な「アセスメント」とする。

第2章 調査結果の考察

<調査の方法>

調査作業は地域住民からなる調査員によって行われ、「聞き取り調査」・「文献分析調査」・「現地調査」・「データ集積」・「シミュレーション」・「植物栽培試験」の6種類の調査を行った。

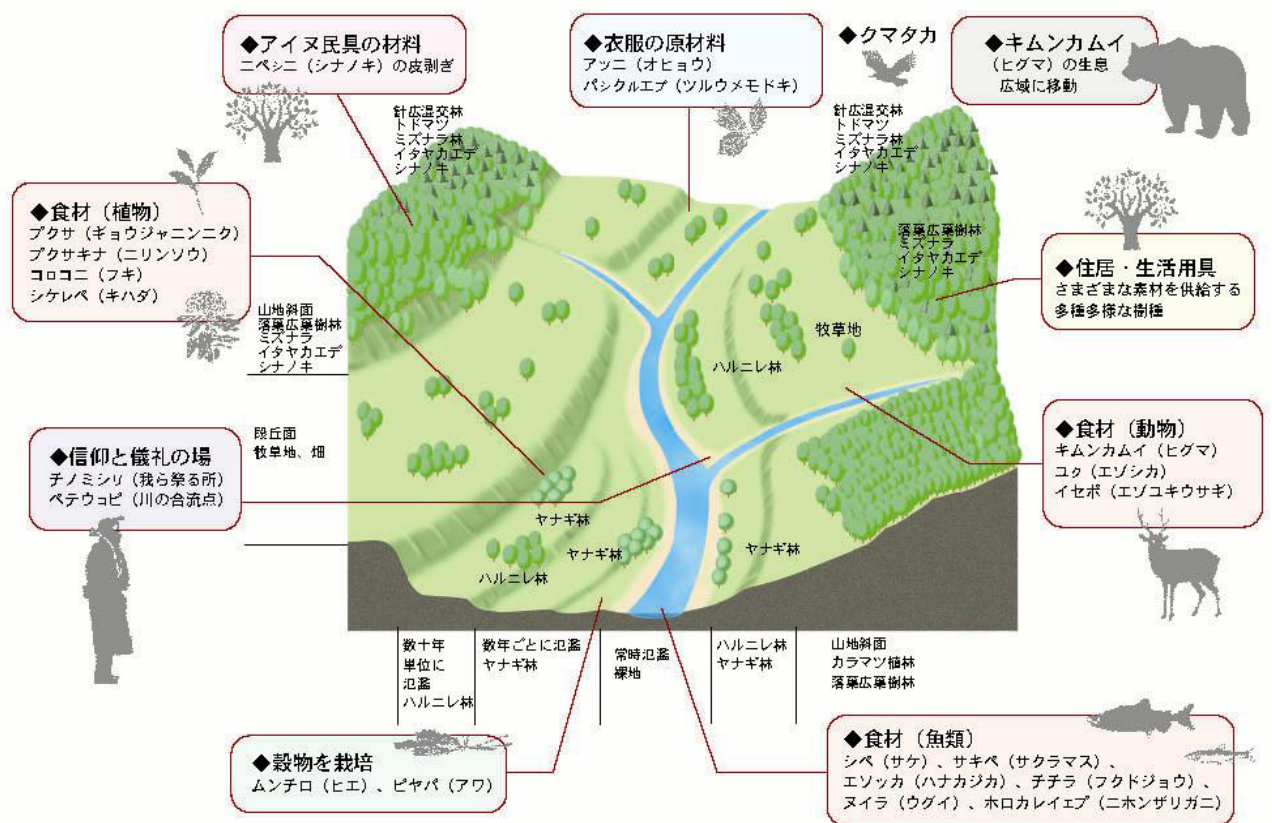
●図3 調査体制と作業の構成・流れ概念図



＜アイヌの文化的・歴史的所産とアイヌの人たちの関わり的现状＞

平取ダム建設予定地は、アイヌの伝統文化に関係の深い自然資源が豊富である。また、そこにある山や川は信仰の対象であったり、アイヌ語地名が数多く残されていたりなどのことから、古くより利用されてきた場所であることがうかがえる。また、現在でも信仰・儀礼の場として利用している人たちがいる。

●図4 平取ダム建設予定地の自然環境と文化的所産（模式図）

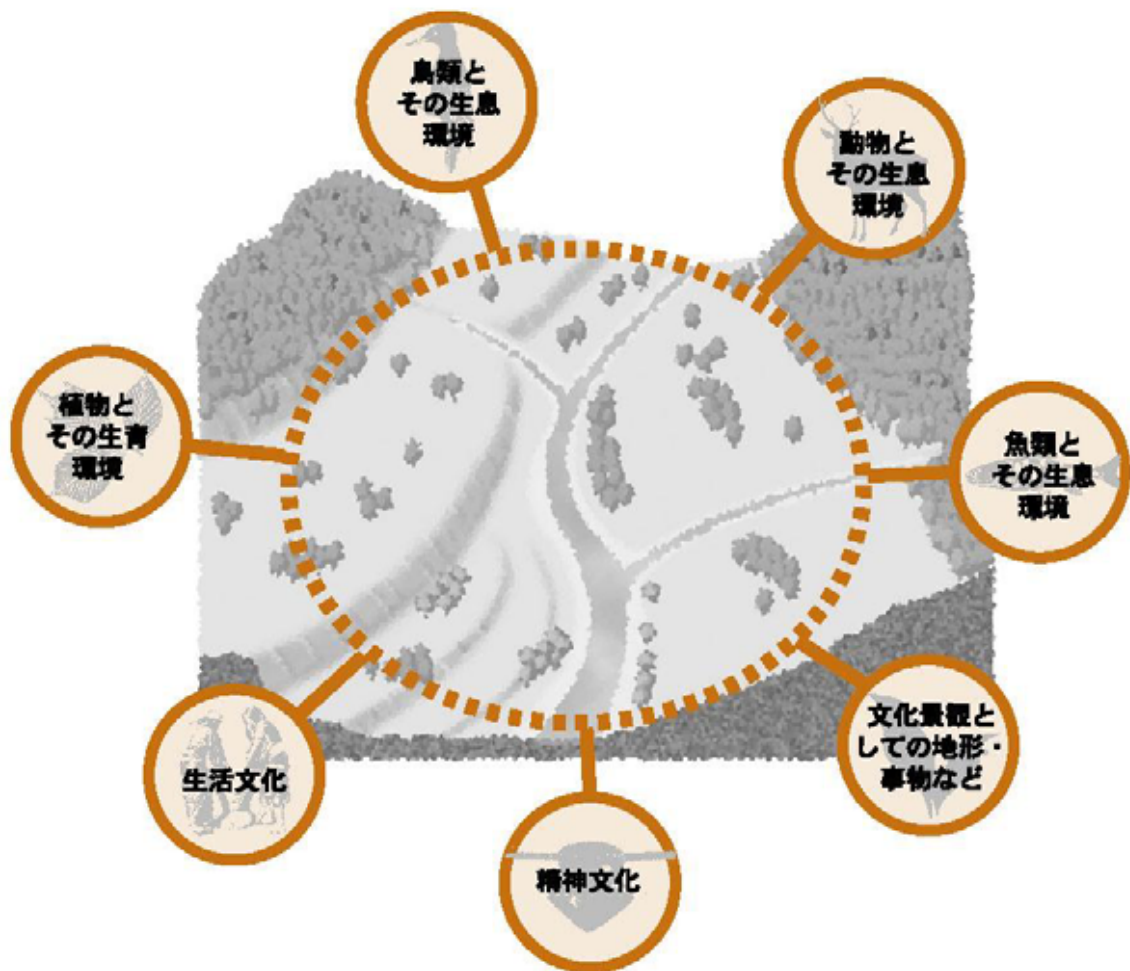


第3章 影響が予想される事象

<ダム建設の影響と保全対策を検討する観点>

平取ダム建設予定地とその周辺は、歴史的、現代的に、あるいは将来的にもアイヌの人たちの生活に密着した資源をきわめて豊に内包しており、文化継承を図り次代に引き継いでいくための場として重要な意味を有している。

●図5 ダム建設の影響と保全対策を検討する観点



第4章 文化環境保全対策に向けて

<基本的な原則・方針>

- (1) 河川整備計画中のアイヌ文化に関する対策の早急な実施
- (2) アイヌ民族の文化享有権を尊重する
- (3) 「イウ和」を鍵となる概念として重視する
- (4) 河川法の目的等を遵守、各種関連施策を活用する
- (5) 沙流川水系全体を保全対策の対象とする
- (6) 地域住民の主体的参画と専門家との協働を継続発展させる

<アイヌ文化環境保全対策の考え方>

平取ダム建設と運用による影響を考慮しながら、(1)精神文化、(2)文化景観としての地形・事物・事象、(3)生物とその生存環境、(4)生活文化の4つの観点からアイヌ文化に関する環境保全対策のあり方を提示した。

●図7 アイヌ文化環境保全対策の考え方（対策事例概念図）



■おわりに

<平取ダム建設の際に特別の配慮を必要とする4つの分野>

第1は、チノミシリなどの信仰の場と対象である。

第2は、さまざまなアイヌ文化に関わる資源確保の場である。植物にしても動物にしても、それは自然科学的な意味を超えた文化的意味を持つものとしての認識が求められる。

第3は、同じく資源確保ではあるが、かつて行われていたことが証明された耕作や栽培の形式などである。古い栽培様式や、コポンチカル(川洲畑)と呼ばれる川の氾濫によって形成された州を利用したいいわゆる川州畑などがそれである。

第4は、文化的意義が詰められるアイヌ語地名や地形の呼び名など、これらはそれを表現する地形などが失われれば消滅することになるから、必ずしも代償措置は容易ではない。しかしその幾つかは何らかの措置によって表現も可能であると思われる。

<平取ダムが建設される際に十分に考慮されるべき事項>

- (1) 平取ダム建設予定地内に存在するチノミシリについては、伝統的なカムイノミを伴う儀礼の様式が持続できるように配慮すること。なお、この点については、当事者ならびに関係団体などと十分協議し合意を求めること。
- (2) アイヌ文化の伝承に必要な素材を十分に得ることができるような場、植物素材についてはそれらを生育させることができ、かつ収穫ができるように措置すること。必要な場合には栽培育成の条件を整備すること。動物や魚類については、それらへの影響を最小化すること。
- (3) かつて行われていた栽培様式が再現でき、それによってアイヌ文化が伝承できるように、かつ、その様式を多くの人々に理解させるために提示できるようにすること。
- (4) アイヌ語の地名に表されている地形などの意味が不明になったり消滅することをできるだけ避けること。あるいは、それらが伝承されるように必要な措置を講ずること。アイヌ語地名を示した地図を作り、地名と意味を表示すること。
- (5) 以上の項目を満足させ、さらにそれらのアイヌ文化を広く理解させるための場として、野外設備では十分でない判断されたものについては、屋内での展示等についても考慮すること。
- (6) この3年間できわめて重要な資料が得られたが、なお幾つかの分野で補完的な調査が必要と思われる。また、ここまで述べた対策や代償措置に関して、位置や形状、方式などを含む具体的な検討が必要になる。それは憲法13条や国際人権規約B規約27条を援用するまでもなく、本調査の経緯を知悉するアイヌ民族の参加を得なければ十分なものとはなり得ない。したがって、本調査委員会とは別に、上記を踏まえた組織によって調査を継続しかつ当該調査に必要な資

料の収集・検討を行うこと。

- (7) 現在までに収集・栽培実験が行われている文化的意義を有する植物群については、その資料的価値ならびに将来の活用への期待にかんがみ、栽培を継続すること。その維持のための措置を何らかの形で行うこと。
- (8) 以上の7点とともに、この「調査委員会意見とりまとめ」の中において述べられた諸見解、とりわけ第4章で提示された文化環境保全対策の考え方や具体案については、真摯に受けとめ、それぞれについてしっかりした対応措置をとるべきこと。

これらの文化的・精神的意義を持つ空間要素の維持ないしは代償措置が必要となるが、それらをどのように維持し、継承するか、そしてそれを誰が、どのようにして行うのが次の命題として出てくる。文化は継承されなければ意味がない。

これらの課題については平取町、北海道ウタリ協会平取支部などが協議し、新たにそれらを支える組織等の設立を含めて今後、詰めた上で、さらに関係機関と協議することが必要であろう。

保全対策検討項目（アイヌ文化環境保全対策調査委員会意見とりまとめ）

保全対策検討項目	保全対象	保全対策検討概要	備考 (保全対象や方策)	検討会を通じた対応方針 (場所、時期、規模などを具体的に)	事業主体 (実施主体)
1. 精神文化への対応	チノミシリ	伝統的なカムイノミを伴う儀礼の様式が持続できるように配慮	祈りの対象は残存 当事者性に則した対応		
2. 生物の生存環境への対応	植物素材	生育かつ収穫できるような措置と、必要に応じて栽培育成の条件を整備	薬用、食用、伝統工芸品や生活用具等の 製作に必要な素材		
	魚類	影響を最小限にするような配慮	生物の多様性の確保、魚にやさしい川づくりなど		
	動物	影響を最小限にするような配慮	ヒグマ、エゾシカ		
3. 生活文化への対応	—	栽培様式の再現によるアイヌ文化の伝承と、かつ、その様式を多くの人に理解させるための提示	川州畑		
4. 文化景観としての地形・事物・事象への対応	アイヌ語地名	アイヌ語の地名に表されている地形などの意味が伝承されるような措置	アイヌ語地名を示した地図の作成、アイヌ語地名データベース整備など		
5. 保全対策に係るアイヌ文化普及への対応	—	保全対策に係るアイヌ文化を広く理解してもらう場を設置	野外設備や必要に応じた屋内展示		
6. 保全対策推進への対応	—	新たな組織による調査の継続と必要な資料の収集・検討	具体的検討、調査		
7. 栽培実験の継続への対応	—	資料的価値と将来活用のため、栽培を継続と維持のための措置	木本類		
8. 「調査委員会意見とりまとめ」の中において述べられている諸見解、とりわけ第4章で提示された文化環境保全対策の考え方や具体案についての対応					

平取ダム地域文化保全対策検討会スケジュール

日 程	検 討 会	目 標	
平成 18 年 度	8月	第1回検討会 ・ 検討会の設置要領について ・ 座長の選出について ・ 保全対策検討内容について	○ 検討会設置要領の策定 ○ 座長の選出 ○ 平取町からの報告を尊重し、保全対策検討内容の抽出
	9月		
	10月		
	11月		
	12月	第2回検討会 ・ 保全対策検討内容について ・ 事業主体、実施工程（場所、時期、規模等）について ・ 精神文化に係る保全対策について ・ 調査結果について	○ 保全対策検討内容の調整 ○ 事業主体、実施工程（場所、時期、規模等）の調整 ○ チノミシリ等の精神文化に係る保全対策案の調整 ○ 調査結果の中間報告（栽培実験継続調査結果等）
	1月		
	2月		
平成 19 年 度	3月	第3回検討会 ・ 保全対策検討内容について ・ 事業主体、実施工程（場所、時期、規模等）について ・ 精神文化に係る保全対策について ・ 調査結果について	○ 保全対策検討内容の検討 ○ 事業主体、実施工程（場所、時期、規模等）の検討 ○ チノミシリ等の精神文化に係る保全対策案の検討 【検討項目：精神文化への対応】 ○ 調査結果の報告（栽培実験継続調査結果等） 【検討項目：栽培実験の継続への対応】
	4月		
	5月	第4回検討会 ・ 生物の生存環境に係る保全対策について ・ 生活文化に係る保全対策について ・ 文化景観に係る保全対策について ・ 保全対策に係るアイヌ文化普及について ・ 調査結果について	○ 有用植物素材の代替地（資源確保の場）及び方法の調整 ○ 魚類および動物への配慮の調整 ○ 栽培様式の再現方法の調整 ○ 保全対象となるべきアイヌ語地名の抽出 ○ 保全対策に係るアイヌ文化を広く理解してもらう場の調整 ○ 調査結果の中間報告（栽培実験継続調査結果等）
	6月		
	7月		
	8月		
	9月	第5回検討会 ・ 生物の生存環境に係る保全対策について ・ 生活文化に係る保全対策について ・ 文化景観に係る保全対策について ・ 保全対策に係るアイヌ文化普及について ・ 調査結果について	○ 有用植物素材の代替地（資源確保の場）及び方法の調整 ○ 魚類および動物への配慮の調整 ○ 栽培様式の再現方法の調整 ○ 保全対象となるべきアイヌ語地名の保存方法の調整 ○ 保全対策に係るアイヌ文化を広く理解してもらう場の調整 ○ 調査結果の中間報告（栽培実験継続調査結果等）
	10月		
	11月		
	12月	第6回検討会 ・ 生物の生存環境に係る保全対策について ・ 生活文化に係る保全対策について ・ 文化景観に係る保全対策について ・ 保全対策に係るアイヌ文化普及について ・ 調査結果について	○ 有用植物素材の代替地（資源確保の場）及び方法の検討 ○ 魚類および動物への配慮の検討 【検討項目：生物の生存環境への対応】 ○ 栽培様式の再現方法の検討 【検討項目：生活文化への対応】 ○ 保全対象となるべきアイヌ語地名の保存方法の検討 【検討項目：文化景観への対応】 ○ 保全対策に係るアイヌ文化を広く理解してもらう場の検討 【検討項目：保全対策に係るアイヌ文化普及への対応】 ○ 調査結果の報告（栽培実験継続調査結果等） 【検討項目：栽培実験の継続への対応】
	1月		
	2月		
3月	第7回検討会 ・ 保全対策案のとりまとめ	○ 保全対策案のとりまとめ	